

# 新型コロナウイルス感染症による影響に対する支援策(主なもの) (事業者のみなさま)【令和4年度版】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者に対して下記の支援を行います。  
詳しくは、下記の相談窓口までお問合せください。

## ■国の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	国税の換価の猶予	収入が減少し、国税を一時に納付することにより事業継続又は生活の維持が困難な方で、要件に該当する場合は、税務署に申請することにより、原則として1年間納期を猶予し、猶予期間中の延滞金が軽減される制度です。	国税の納税義務者	国税局猶予相談センター 0120-683-754
2	所得税、法人税、消費税等の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限までに申告が困難な場合は、個別指定による期限延長を申請することにより申告期限を延長することができます。	所得税、法人税、消費税等の納税義務者	大東税務署 0854-43-2360
3	農の雇用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆支援内容等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●49歳以下の就農希望者を新規雇用する際の実践研修費等を支援</li> </ul> </li> <li>◆支援額等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●支援上限額:97千円/月/人(最長2年間)</li> <li>●語学研修上限額:30千円/月/人(最長6か月・外国人限定)</li> </ul> </li> </ul>	経営体	島根県農業会議 0852-22-4471
4	鶏卵生産者経営安定対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆支援内容等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、標準取引価格との差額の一部を支援</li> <li>●鶏卵の毎日の標準価格が安定基準価格を下回った場合に成鶏処理費を支援</li> </ul> </li> <li>◆支援額等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●補填基準価格と標準取引価格の差額の9割を補填</li> </ul> </li> </ul>	鶏卵生産農家	一般社団法人日本養鶏協会 03-3297-5515
5	《資金繰り》政府系融資(一般・生活衛生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症特別貸付</li> <li>・新型コロナウイルス対策マル経(衛経)融資</li> <li>・特別利子補給制度</li> <li>・セーフティネット貸付要件緩和</li> </ul>	中小企業 小規模事業者 個人事業者	中小企業金融相談窓口 0570-783183
6	《資金繰り支援》民間信用保証付融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の拡充 4号:R4.6.1まで 5号・危機関連:R4.6.30まで</li> </ul>	中小企業 小規模事業者 個人事業者	中小企業金融相談窓口 0570-783183

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口																		
7	《給付金》 事業復活支援金	<p>新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。</p> <p><b>【給付対象】</b> 以下の条件を満たす事業者 ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者</p> <p><b>【給付額】</b> 基準期間の売上高 - 対象月の売上高×5か月分 ※基準期間:「2018年11月～201年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間であって、基準月を含む期間</p> <p><b>【給付上限額】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">売上高減少率</th> <th rowspan="2">個人事業主</th> <th colspan="3">法人</th> </tr> <tr> <th>年間売上高1億円以下</th> <th>年間売上高1億円超～5億円以下</th> <th>年間売上高5億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▲50%以上</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>▲30%以上 50%未満</td> <td>30万円</td> <td>60万円</td> <td>90万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年間売上高: 基準月を含む事業年度の年間売上高</p>	売上高減少率	個人事業主	法人			年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円以下	年間売上高5億円超	▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円	▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円	中堅企業 中小企業 小規模事業者 個人事業主	事業復活支援 金事務局相談 窓口 0120-789-140
売上高減少率	個人事業主	法人																				
		年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円以下	年間売上高5億円超																		
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円																		
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円																		
8	《補助金》 中小企業等事業 再構築促進事業	<p>コロナ等による経済社会の変化に対応するために事業者が実施する新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組に対し支援します。</p> <p><b>【補助要件】</b> ①(a)2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、(b)2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。 ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定すること。 ③事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加を達成すること。</p> <p><b>【補助額】</b> &lt;通常枠&gt; 従業員20人以下: 補助額100万円～4,000万円 従業員21～50人: 補助額100万円～6,000万円 従業員51人以上: 補助額100万円～8,000万円 補助率: 中小企業2/3(6,000万円超は1/2) 中堅企業1/2(4,000万円超は1/3) &lt;卒業枠&gt; 補助額6,000万円～1億円 補助率2/3 &lt;グローバルV字回復枠(中堅企業)&gt; 補助額8,000万円～1億円 補助率1/2</p>	中堅企業 中小企業	事業再構築補 助金事務局コ ールセンター 0570-012-088																		

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
8	《補助金》 中小企業等事業 再構築促進事業	<p>&lt;大規模賃金引上枠&gt;</p> <p>○上記①～③の要件に加え、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。 従業員101人以上：補助額8,000万円～1億円 補助率：中小企業2/3（6,000万円超は1/2） 中堅企業1/2（4,000万円超は1/3）</p> <p>&lt;緊急事態宣言特別枠・最低賃金枠&gt;</p> <p>○緊急事態宣言枠：上記①～③の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、売上が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること。</p> <p>○最低賃金枠：上記①～③の要件に加え、最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び売上が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること。 従業員5人以下：補助額100万円～500万円 従業員6～20人：補助額100万円～1,000万円 従業員21人以上：補助額100万円～1,500万円 補助率：中小企業3/4 中堅企業2/3</p>	中堅企業 中小企業	事業再構築補助金事務局コールセンター 0570-012-088
9	《補助金》 生産性革命推進事業	<p>新型コロナウイルス感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等に対し支援します。</p> <p>1. ものづくり補助金 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援 【補助率】 ・通常枠：中小1/2 小規模2/3 上限1,000万円 ・低感染リスク型ビジネス枠：2/3 上限1,000万円 【申請期間】 令和3年12月1日～令和4年2月8日</p> <p>2. 持続化補助金 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援 【補助率】 ・通常枠：2/3 上限50万円 ・低感染リスク型ビジネス枠：3/4 上限100万円 【申請期間】 ・通常枠 7次締切：令和4年2月4日 ・低感染リスク型ビジネス枠 6次締切：令和4年3月9日</p> <p>3. IT導入補助金 ITツール導入による業務効率化等を支援 【補助率】 ・通常枠：1/2 上限30～450万円 ・低感染リスク型ビジネス枠：2/3 上限30～450万円 【申請開始】 5次締切：令和3年12月22日</p>	中小企業 小規模事業者	島根県中小企業団体中央会 0852-21-4809 雲南市商工会 0854-45-2405

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
10	《補助金》 事業承継・事業引継ぎ推進事業	<p>コロナ禍にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎ支援するとともに、事業承継後に行う新たな取組等を支援します。</p> <p>1. 事業承継・引継ぎ補助金 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の一部を補助。 ①創業支援型：補助率 2/3 上限 400 万円 ②経営者交代型：補助率 2/3 上限 400 万円 ③M&amp;A型：補助率 2/3 上限 800 万円 ④専門家活用法：補助率 2/3 上限 400 万円 ※いずれも廃業を伴う場合は 200 万円を上限額に上乗せ</p> <p>2. 承継トライアル実証事業 後継者に求められる素養・能力と、それらを習得するために必要な後継者教育の型を明らかにするために実証事業が活用できます。</p>	中小企業 小規模事業者	中小企業庁 03-3501-5803
11	《助成金》 雇用調整助成金 (特例措置)	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練又は出向）を行い、従業員の雇用維持を図った場合に休業手当の一部を助成します。</p> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業手当に対する助成率：中小企業 4/5、大企業 2/3 (解雇等を行わない場合：中小企業 9/10、大企業 3/4)</li> <li>・労働者 1 人当たり上限 9,000 円/日</li> <li>・教育訓練を実施した場合、1 人 1 日当たり中小企業 2,400 円、大企業 1,800 円加算</li> </ul> <p>【緊急対応期間】 令和 3 年 5 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日</p> <p>○以下に該当する場合、助成率・助成額を引き上げています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等について、助成率を最大 10/10 に引き上げ ※労働者 1 人当たり上限 15,000 円（解雇等を行っていない場合）</li> <li>・生産指標が前年又は前々年同期と比べ、最近 3 か月の月平均値で 30%以上減少した企業に関して、助成率を最大 10/10 に引き上げ ※労働者 1 人当たり上限 15,000 円（解雇等を行っていない場合）</li> </ul>	大企業 中堅企業 中小企業 小規模事業者	島根労働局職業安定部助成金相談センター 0852-20-7029 ハローワーク雲南 0854-42-0751
12	GoToトラベル事業 一時停止中	<p>国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の 30%を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一泊あたり 1 万円分が上限（日帰り旅行は 3,000 円が上限）。</li> <li>・旅行先で使える地域共通クーポン（平日 3,000 円、休日 1,000 円）を付与。</li> </ul>	観光業 運輸業 飲食業 宿泊業	GoToトラベル事務局 0570-017-345

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
13	がんばろう！商店街事業 一時停止中	<p>コロナ禍に対応していくために商店街等が行うオンライン活用事業、新たな商材開発やプロモーション制作などを支援します。</p> <p><b>【対象事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者や生産者が地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施。</li> <li>・地域の良さの再発見を促すような新たな商材の開発やプロモーションの制作。</li> </ul> <p><b>【補助上限額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1者による単独申請：300万円（200万円まで定額）</li> <li>・2者連携による申請：700万円（300万円まで定額）</li> <li>・3者以上による申請：950万円（500万円まで定額）</li> </ul> <p>※定額を超える部分は1/2補助</p>	商店街、飲食店街、温泉組合等	中小企業庁 03-3501-1929

## ■島根県の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	県税の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、県税の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り納期限の猶予(先延ばし)が認められます。	県税の納税義務者	東部県民センター 雲南事務所 0854-42-9520
2	法人県民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人県民税の納税義務者	東部県民センター 法人課税課 0852-32-5621
3	《資金繰り》 セーフティネット資金	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高が減少している事業者に対する資金繰りを支援します。 【融資対象】 設備資金、運転資金(既往債務の借換可) 【融資期間】 12年以内(据置期間3年以内含む) 【融資限度額】 8,000万円 【融資利率】 年1.10%(責任共有外) 年1.25%(責任共有) 【保証料率】 年0.3% 【取扱期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日	中小企業者	島根県商工労働部中小企業課 0852-22-6204
4	《補助金》 ものづくり産業総合支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により経済情勢の先行きが見通せない中、県内製造業者の受注量を確保していくため、販路拡大の取組を支援します。 ①県内製造業者が、WEBを活用した展示会出展等を行う場合 【補助率】事業経費の2/3 上限100万円 ②県内製造業者が、営業代行事業者等を活用する場合 【補助率】事業経費の2/3 上限100万円 ③専門商社等が、複数の県内製造業者の製品をコーディネートし、展示会等で販路開拓を行う場合 【補助率】事業経費の2/3 上限300万円	県内製造業者	島根県商工労働部産業振興課 0852-22-5293
5	《補助金》 ものづくり産業生産プロセス変革支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により経済情勢の先行きが見通せない中、県内製造業者の生産プロセスの変革やサプライチェーン再構築への対応等のために必要な設備投資を支援します。 【補助率】事業経費の1/2 上限1,000万円	県内製造業者	島根県商工労働部産業振興課 0852-22-5293

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口								
6	《補助金》 飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している飲食、商業及びサービス業の事業者が取り組む新事業への展開のための設備投資等を支援します。 【補助率】 事業経費の1/2 (コロナ資金を利用している場合は2/3) 【補助額】 40～200万円	飲食、商業及びサービス業事業者	島根県商工労働部中小企業課 0852-22-6204								
7	《補助金》 貸切バスによる県民の県内移動支援事業	貸切バス・レンタルバスを用いて、県内の市町村をまたがる旅行や行事等に参加する場合に経費の一部を支援します。 【補助対象経費】 市町村をまたがる旅行や行事等で利用する貸切バス・レンタルバスの借りに係る経費 【補助額】 対象経費の1/3 契約1件当たり上限10万円	県内に本店又は主な事務所を有する民間貸切バス事業者、レンタカー事業者	島根県地域振興部交通対策課 0852-22-5099								
8	《補助金》 観光施設整備支援事業	長期に及ぶコロナ禍で疲弊した観光施設等において、アフターコロナのリベンジ消費に備え、県内外から観光客を呼び込むための施設整備・改修事業を実施する事業者を支援します。 【補助率】 事業経費の1/2 上限1,000万円	主に観光旅行者の利用に供される宿泊施設、土産物店、入浴施設、文化施設、鑑賞施設等の民間事業者	島根県商工労働部観光振興課 0852-22-6913								
9	《経済回復支援》 GoToイートキャンペーンしまね	国の「GoToイートキャンペーン」終了後も県内の飲食需要を下支えするため、県独自の支援策として、プレミアム商品券を販売します。 【実施内容(予定)】 ・額面6,000円を5,000円で販売(20%上乘せ) 【販売期間】4月中旬～9月 【利用期間】4月中旬～10月	飲食事業者	島根県商工労働部しまねブランド推進課 0852-22-6397								
10	《経済回復支援》 観光需要喚起促進事業	国による新たなGoToトラベル事業の終了後、都道府県による観光需要の喚起を実施します。 【実施内容(予定)】 ・対象地域：全国 ・割引上限額 <table border="1" data-bbox="475 1697 1007 1877"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割引上限額 (割引率20%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊(交通なし)</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>宿泊(交通付き)</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> ・地域限定クーポン 上記割引と併せて、3,000円分を上限に地域限定クーポンを配布 ・事業期間：GW後～夏の繁忙期前	項目	割引上限額 (割引率20%)	宿泊(交通なし)	5,000円	宿泊(交通付き)	8,000円	日帰り	2,000円	観光業 運輸業 飲食業 宿泊業	島根県商工労働部観光振興課 0852-22-5625
項目	割引上限額 (割引率20%)											
宿泊(交通なし)	5,000円											
宿泊(交通付き)	8,000円											
日帰り	2,000円											

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
11	《経済回復支援》 地酒と県産米を活用した観光誘客の推進	観光需要喚起のため宿泊施設等において地酒と県産米のプレゼントキャンペーンを実施するとともに、県産品の需要を拡大します。	県内酒造業者等	島根県商工労働部観光振興課 0852-22-5625 農林水産部農畜産課
12	《経済回復支援》 “美肌県しまね” “観光総合対策事業	アフターコロナを見据え、“美肌”をキーワードに、幅広い年代の女性をターゲットとした「美肌観光」を推進します。	県内の観光施設	島根県商工労働部観光振興課 0852-22-5625
13	《経済回復支援》 若年者の県内就職の促進	新型コロナウイルス感染症の影響により学生の就職活動に制限がかかる中、県内外の学生や保護者等に県内企業で働く魅力を伝え、学生の県内就職を促進します。	県内事業者	島根県商工労働部雇用政策課 0852-22-5297
14	《経済回復支援》 外国人材受入企業支援事業	外国人技能実習生等を受け入れる小規模事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国時に必要となる一定期間の待機に要する宿泊費用の一部を助成します。 【助成額】1人当たり5万円	県内小規模事業者	島根県商工労働部雇用政策課 0852-22-5297

■雲南市の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	市税等の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、納期限の猶予（先延ばし）が認められます。	市税等の納税義務者	市民環境部 債権管理対策課 0854-40-1035
2	法人市民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人市民税の納税義務者	市民環境部 税務課 0854-40-1034
3	《補助金》 雲南市信用保証料補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対象融資制度の融資を受けた事業者の方に信用保証料の経費の一部を補助します。 【対象融資】 島根県中小企業制度融資 島根県信用保証協会が取扱う保証融資（一部を除く） 【補助額】 対象融資の信用保証料の10/10以内 上限20万円	セーフティネット保証（4号・5号・危機関連）認定を受けた中小企業者	産業観光部 商工振興課 0854-40-1052 雲南市商工会 0854-45-2405
4	《補助金》 雲南市消費喚起・販売促進活動等支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が、業況回復を目指し自ら取り組む消費喚起活動や販売促進活動に対し、その経費の一部を補助します。 【対象事業】 事業者自らがコロナ対策を講じて実施する消費喚起・販売促進活動等（飲食・物販イベント、販促チラシ・新聞折込、商談会出展、クーポン事業、新事業導入等） 【補助金額】 補助率：対象事業費の3/4 ○1事業者で実施する場合：上限20万円 ○3事業者以上で実施する場合：上限70万円 ※事業者が重複する場合制限あり 【事業計画期間】 令和4年4月上旬～	市内で事業所を構える中小事業者（一部対象外の業種あり）	産業観光部 商工振興課 0854-40-1052
5	水道料金・下水道使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、一時的に料金の支払が困難になった場合、申請により最長で1年間支払を猶予（先延ばし）します。	全事業者	水道局 営業課 0854-42-5322